



佐賀県公報

平成17年
3月31日
(木曜日)
号外第10号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

訓令 甲

- ◎くらしの安全安心課の消費生活・計量業務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程の一部改正 (九・くらしの安全安心課)
- ◎佐賀県立虹の松原学園の自立支援の業務に直接従事する職員の週休日に関する規程の一部改正 (二〇・健康福祉本部)
- ◎佐賀県公印規程の一部改正 (二一・総務法制課)
- ◎佐賀県文書規定の一部改正 (二二・)
- ◎佐賀県電子署名規程の一部改正 (二三・)

○ 訓令 甲

●佐賀県訓令甲第九号

くらし環境本部くらしの安全安心課
くらしの安全安心課の消費生活・計量業務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程(平成十六年佐賀県訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

題名を次のように改める。

くらしの安全安心課の消費生活業務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程

第一条中「消費生活・計量業務」を「消費生活業務」に改める。

附則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

●佐賀県訓令甲第十号

健康福祉本部
佐賀県虹の松原学園

佐賀県立虹の松原学園の自立支援の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程(平成元年佐賀県訓令甲第二十号)の一部を次のように改正する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第二条中「七日」を「八日」に改める。
第三条第一項の表中

B	八時三十分	十二時三十分
C	十三時十五分	十七時十五分

を

B	六時三十分	十五時十五分
C	十三時十五分	二十二時
D	八時三十分	二十二時
E	十七時三十分	二十二時
F	六時	九時三十分

に改める。

附則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

●佐賀県訓令甲第十一号

本庁
現地機関

佐賀県公印規程(昭和四十二年佐賀県訓令甲第四号)の一部を次のように改

正する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第二条第一項中第二十号を第二十二号とし、第十号から第十九号までを二号
ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。

十 危機管理・報道監印

十一 副本部(部)長印

別表中

本部(部)長印	佐賀県本部(部)長印	23	〃
---------	------------	----	---

を

本部(部)長印	佐賀県本部(部)長印	23	副本部長
危機管理・報道監印	佐賀県危機管理・報道監印	23	危機管理・広報課長
副本部(部)長印	佐賀県副本部(部)長印	22	副本部長

に

15	総務法制課長	15	総務法制課長が指定する者
----	--------	----	--------------

に改める。

附則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

●佐賀県訓令甲第十二号

本庁 現地機関

佐賀県文書規程(昭和五十五年佐賀県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第十八条第二項中「副知事及び副本部長」を「及び副知事」に改める。

第二十二条の二第一項中「施行文書には」を「施行文書及び副本部長(部長を

含む。)名の施行文書には」に改める。

第四十四条第一項を次のように改める。

前条の文書分類表(細別を除く。)は、総務法制課長が定める。

附則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

●佐賀県訓令甲第十三号

本庁 現地機関

佐賀県電子署名規程(平成十四年佐賀県訓令甲第十一号)の一部を次のように改正する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

別表中

知事、知事職務代理者、副知事及び本部長
の鍵情報等格納媒体

総務法制課長

を

知事、知事職務代理者及び副知事の鍵情報
等格納媒体

総務法制課長

に改める。

本部（部）長の鍵情報等格納媒体

副本部長

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)